千葉市災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と、公益財団法人千葉市国際交流協会（以下、「乙」という。）とは、千葉市災害対策本部が設置される災害時（以下、「災害時」という。）において、外国人の支援を円滑に行うために設置・運営する千葉市災害時多言語支援センター（以下「センター」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における外国人の支援を円滑に行うため、センターの設置・運営、並びに、甲及び乙が果たすべき役割について、必要な事項を定めるものとする。

（共通事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し必要な業務を実施するものとする。

２　甲及び乙は、この協定に定める業務を円滑に遂行するため、必要な手順等をあらかじめ定めて備えておくこととし、定期的に実施訓練を行うものとする。

（甲の役割）

第３条　甲は、千葉市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合、センターの設置を乙に要請する。

２　甲は、災害対策本部の発表する情報をはじめ、外国人に必要と想定される情報を、乙に速やかに提供するものとする。

３　甲は、市内各避難所等における外国人の避難状況に関する情報を、乙に随時提供するものとする。

４　甲は、第２項及び前項に掲げる業務のほか、乙によるセンター業務の円滑な遂行に必要な調整及び支援を行うものとする。

（乙の役割）

第４条　乙は、前条第１項の要請を受けたときは、センターを設置し、通常業務に優先してセンターの業務を行うものとする。

２　通信遮断等により、甲との連絡が取れない場合等緊急を要する場合は、前条に定める要請が無くとも、乙の判断でセンターを設置することができる。ただし、通信手段復旧後、遅滞なく甲に報告するものとする。

３　センターは、次の各号に掲げる業務を、乙の判断により行うものとする。

（１）災害時に外国人に対して提供が必要な情報の翻訳及び発信

（２）外国人からの相談・問合せ等への対応

（３）災害時語学ボランティアをはじめとするボランティアの活用及び調整

（センターの設置場所）

第５条　乙は、センターを乙の事務所内に設置する。

２　災害被害により、乙の事務所内においてセンターを設置することが困難である場合は、甲がこれに代わる場所を確保するものとする。

（他団体等との連携）
第６条　乙は、必要に応じて、市内・市外・県外の団体等と連携して、センターの運営を行うものとする。
（経費負担）
第７条　センターの業務遂行に伴い発生する費用は、原則として全額甲の負担とする。ただし、甲乙協議により、この費用の負担割合を別に定める場合は、この限りではない。
（緊急時連絡経路）
第８条　甲乙間の災害発生時における円滑な相互連絡を図るため、通常時より緊急時連絡経路を整備しておくものとする。
２　前項に定める緊急時連絡経路は、常に最新かつ同一のものを甲乙双方に備え、定期的に連絡訓練を実施するものとする。
（センターの解散）
第９条　センターの解散時期については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。
（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の１月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以後同様とする。なお、この協定以前に甲乙間で締結していた「千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定」（平成３０年４月１日締結）については、令和７年３月３１日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和７年４月１日

（甲）千葉市中央区千葉港１番１号
千　葉　市
千葉市長　神　谷　俊　一

（乙）千葉市中央区中央３丁目３番１号
フジモト第一生命ビルディング２階
公益財団法人千葉市国際交流協会
理 事 長　津 村 昭 太 郎